

輪島市監査公表第34号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年11月21日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年11月9日（水） 福祉課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回あらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○「民生委員・児童委員」は3年に1回の改選が必要であり今年が改正年であった。少子高齢化の問題を抱える当市にとって、民生委員の高齢化・改選人員の不足、さらに人員不足による担当地区の拡大などで委員の確保が難しい現状が生じている。本来、国より委嘱されたボランティアのため報酬は支給されず、活動費として国、市より実費程度の支給がなされている実情がある。地域の福祉活動、見守り活動を展開するなど地域社会の安定を図るため尽力いただいている現状を鑑みるに、活動費の増額など待遇改善等に前向きに考慮されたい。

○保育料及び災害援護資金貸付金元利収入の滞納については、児童手当等からの微収納付や、個別に納付依頼の働きかけを行う等、収納率向上のため努力が見られることは評価したい。今後も、債務者個々の状況に応じ、条例等とも照らし合わせながら、適宜な対応に一層の尽力をされたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 滞納額の削減努力について

依然として滞納が発生していることから、滞納者の状況を十分調査し、今後も引き続き計画的に滞納額の削減に取り組まれたい。